

# II. セットいただける特約についてご説明します

## ご注意

- ★印の特約のいずれかは、必ずセットいただく必要がありますのでご注意ください。
- ※印の用語のご説明はP.14をご覧ください。
- すべてのご契約に「戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争・その他の変乱」については、テロ行為（政治的、社会的もしくは、宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。）による傷害等はお支払いの対象となります。
- 詳細は、普通保険約款・特約を参照ください。

## ①ケガの補償

	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
<b>傷害死亡 保険金支払 特約</b> 死亡されたとき	責任期間 <sup>※</sup> 中の事故によるケガ <sup>※</sup> のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡保険金額の全額を、死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。 (注)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合で、同じケガ <sup>※</sup> により死亡されたときは、傷害死亡保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。
<b>傷害後遺障 害保険金支 払特約★</b> 後遺障害が残ったとき	責任期間 <sup>※</sup> 中の事故によるケガ <sup>※</sup> のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害 <sup>※</sup> が生じた場合	後遺障害 <sup>※</sup> の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の100%～3%をお支払いします。 (注1)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師 <sup>※</sup> の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度になります。
<b>傷害治療 費用補償 特約★</b> 医師の治療を受けたとき <契約タイプ以外でご契約いただく場合にセットできます>	責任期間 <sup>※</sup> 中の事故によるケガ <sup>※</sup> のため医師 <sup>※</sup> の治療(義手、義足の修理を含みます。)を受けられた場合	1回の事故につき傷害治療費用保険金額を限度として、被保険者が現実に支出した次の費用で社会通念上妥当な金額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。 ⑦診察関係、入院 <sup>※</sup> 関係の費用 ⑧義手、義足の修理費用 ⑨治療のための通訳雇入費用 ⑩保険金の請求のために必要な医師 <sup>※</sup> の診断書費用 ⑪入院により必要となった次の費用(1回の事故につき合計して20万円限度) ⑫国際電話料等通信費 ⑬身の回り品購入費(5万円限度) ⑭医師の治療を受けた結果、当初の旅行行程 <sup>※</sup> を離脱された場合の旅行行程復帰費用または帰国費用 ⑮救急措置として被保険者を病院・診療所に移送するための緊急移送費 ⑯病院・診療所に専門医師がいないまたはその病院・診療所での治療が困難なことにより、他の病院・診療所へ移転するための費用 など <日本国外における治療の場合にご注意ください。> カイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療のために支出した費用については、医師の助言・指示の有無にかかわらず保険金をお支払いしません。 <日本国内における治療の場合にご注意ください。> 柔道整復師(接骨院・整骨院等)による治療の場合、治療費用の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いをさせていただきます。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた治療のみ、お支払いの対象となります。



### 保険金をお支払いしない主な場合(傷害死亡保険金支払特約、傷害後遺障害保険金支払特約、傷害治療費用補償特約 共通)

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取る方の故意または重大な過失によるケガ
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ
- 無資格運転、酒酔い運転<sup>※</sup>または麻薬等を使用して自動車等<sup>※</sup>を運転している間の事故によるケガ
- 脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ
- 妊娠、出産、早産または流産によるケガ
- 外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、「当社が保険金を支払うべきケガ」の治療によるものである場合には、保険金をお支払いします。)
- 戦争・その他の変乱<sup>※</sup>によるケガ(テロ行為によるケガは、「戦争危険等免責に関する一部修正特約」により、保険金の支払対象となります。)
- 核燃料物質等の放射性・爆発性等の事故によるケガ
- 原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群<sup>※</sup>、腰痛その他の症状を訴えている場合にそれを裏付ける医学的他覚所見<sup>※</sup>のないもの<傷害後遺障害保険金支払特約、傷害治療費用補償特約のみ>
- 乗用具<sup>※</sup>によるレース中(レースに準ずるものおよび練習中を含みます。)
- 別記の「補償対象外となる運動」を行っている間のケガ<sup>(\*)</sup>
- 危険な職業に従事中のケガ<sup>(\*\*)</sup> など

(\*) 所定の保険料を払込みいただくことにより、保険金を全額お支払いすることができます。なお、あらかじめ所定の割増保険料を払込みいただかないと、保険金が削減されることがあります。  
(\*\*) 所定の保険料を払込みいただくことにより、保険金を全額お支払いすることができます。なお、あらかじめ所定の割増保険料を払込みいただかないと、保険金をお支払いできないことがあります。

### 補償対象外となる運動

山岳登山<sup>(\*)</sup>、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機<sup>(\*\*)</sup>操縦<sup>(\*\*\*)</sup>、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機<sup>(\*\*\*)</sup>搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(\*) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)。

(\*\*) グライダーおよび飛行船を除きます。

(\*\*\*) 職務として操縦する場合を除きます。

(\*) モーターハンングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます)を除きます。

## ② 病気の補償

	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
<b>疾病死亡保険金支払特約</b> 死亡されたとき	①責任期間*中に病気により死亡された場合 ②「責任期間中に発病した病気」または「責任期間終了後72時間以内に発病した病気(その病気の原因が責任期間中に発生したものに限ります。)」により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師*の治療を開始し、かつ、その後も引き続き医師の治療を受けていたことを要します。 ③責任期間中に感染した所定の感染症*により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合	疾病死亡保険金額の全額を、死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。
<b>疾病治療費用補償特約</b> 医師の治療を受けたとき <契約タイプ以外でご契約いただく場合にセットできます>	①「責任期間中に発病した病気」または「責任期間終了後72時間以内に発病した病気(その病気の原因が責任期間中に発生したものに限ります。)」により、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師*の治療を開始された場合 ②責任期間中に感染した所定の感染症*により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始された場合	1回の病気*につき疾病治療費用保険金額を限度として、現実に支出した次の費用で社会通念上妥当な金額をお支払いします。ただし、医師*の治療を開始した日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。 ⑦診療関係、入院*関係の費用 ⑧治療のための通訳雇入費用 ⑨保険金の請求のために必要な医師の診断書費用 ⑩法令に基づき、公的機関より病原体に汚染された(またはその疑いがある)場所の消毒を命じられた場合の消毒費 ⑪入院により必要となった次の費用(1回の病気につき合計して20万円限度) ⑫国際電話料等通信費 ⑬身の回り品購入費(5万円限度) ⑭医師の治療を受けた結果、当初の旅行行程*を離脱された場合の旅行行程復帰費用または帰国費用 ⑮救急措置として被保険者を病院・診療所に移送するための緊急移送費 ⑯病院・診療所に専門医師がいなかったまたはその病院・診療所での治療が困難なことから、他の病院・診療所へ移転するための費用 など (日本国外における治療の場合にご注意ください。) カイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療のために支出した費用については、医師の助言・指示の有無にかかわらず保険金をお支払いしません。 (日本国内における治療の場合にご注意ください。) 柔道整復師(接骨院・整骨院等)による治療の場合、治療費用の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いをさせていただきます。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた治療のみ、お支払いの対象となります。
<b>緊急歯科治療費用補償特約をセットした場合</b>	③責任期間*中に生じた歯科疾病症状*(*)の急激な発症・悪化により責任期間中に歯科医師による緊急歯科治療*を開始された場合 (* )装着中の義歯または歯科矯正装置に生じた異常により飲食に支障が生じる状態を含みます。	現実に支出した次の費用で社会通念上妥当な額に50%(縮小割合)を乗じた額をお支払いします。ただし、緊急歯科治療*を開始した日からその日を含めて7日以内に要した費用に限ります。 ⑦診療関係、入院*関係の費用 ⑧保険金の請求のために必要な歯科医師の診断書費用 (注)緊急歯科治療を伴わない検査、義歯の提供または貴金属の使用を含む治療、ブリッジ等の永続的・定期的な治療、予防治療、審美歯科治療、あらかじめ予測されていた治療等に要した費用については保険金をお支払いしません。

### 保険金をお支払いしない主な場合(疾病死亡保険金支払特約、疾病治療費用補償特約 共通)

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取る方の故意または重大な過失による病気
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為による病気
- 被保険者が被ったケガによる病気
- 妊娠、出産、早産または産産による病気
- 歯科疾病
- 戦争・その他の変乱\*による病気(テロ行為による病気は、「戦争危険等免責」に関する一部修正特約)により、保険金の支払対象となります。)
- 核燃料物質等の放射性・爆発性等の事故による病気
- 原因がいかなくとも、顎(けい)部症候群\*、腰痛その他の症状を訴えている場合にそれを裏付ける医学的他覚所見\*のないもの<疾病治療費用補償特約のみ>
- ビッケル、アイゼン等登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病\* など

#### ◎緊急歯科治療費用補償特約をセットした場合

- 疾病治療費用保険金の保険金をお支払いしない主な場合(歯科疾病を除きます)に該当する場合
- 義歯、歯科矯正装置の自然消耗、性質によるさび・かび・変色、欠陥による緊急歯科疾病
- 義歯、歯科矯正装置のキズ・塗料のはがれ等の外観上の損害による緊急歯科疾病
- ブラッシング、審美歯科治療、その他口腔衛生行為による緊急歯科疾病 など

(\* )所定の保険料を払込みいただくことにより、保険金を全額お支払いすることができます。なお、あらかじめ所定の割増保険料を払込みいただかないと、保険金が削減されることがあります。

## ③ 賠償責任の補償

	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
<b>賠償責任危険補償特約</b> 人をケガさせたり、人の物を壊したとき	責任期間*中における偶然な事故により、被保険者が他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりなくしたりして、被保険者(被保険者が責任無能力者の場合には、その親権者等)が法律上の損害賠償責任を負われた場合	損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額*、損害防止費用等をお支払いします。 (注1)法律上の賠償責任の額*は、1回の事故につき、賠償責任保険金額がお支払いの限度となります。その他の費用については、原則としてお支払限度額の適用はありません。ただし、訴訟費用については、1回の事故につき、法律上の賠償責任の額*がお支払限度額を超える場合には取扱いが異なります。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ当社の承認を必要とします。 (* )判決により支払いを命ぜられた訴訟費用または判決までの遅延損害金を含みます。

### 保険金をお支払いしない主な場合

- 保険契約者または被保険者の故意による損害
- 被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打による損害賠償責任
- 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)
- 他人から借りたり預かったりした物に対する損害賠償責任。ただし、次の損害に対する損害賠償責任はお支払いの対象となります。
  - 被保険者が滞在する宿泊施設\*の客室\*
  - 被保険者が滞在する居住施設内の部屋\*(ただし、建物、マンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。)
- 保険契約者または被保険者が賃貸業者から直接借り入れた旅行用品または生活用品
- 被保険者と同居する親族\*(\*)や旅行行程\*を同じくする親族\*(\*)に対する損害賠償責任
- 航空機、船舶\*、車両\*、銃器\*の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 戦争・その他の変乱\*による損害
- 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害
- 汚染物質の排出、流出、溢(いっ)出・漏出による損害賠償責任 など

(\* )6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。

## ④ケガ・病気にかかわる治療、およびご親族が負担される費用等の補償

	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
<b>治療・救援費用補償特約*</b> 傷害治療費用と疾病治療費用と救援者費用をまとめて補償	<b>(治療費用に関するもの)</b> (1)責任期間中の事故によるケガ <sup>(*)</sup> のため医師 <sup>(*)</sup> の治療(義手、義足の修理を含みます。)を受けられた場合 (2)次のいずれかに該当する場合 ①「責任期間中に発病した病気 <sup>(*)</sup> または「責任期間終了後72時間以内に発病した病気(その病気の原因が責任期間中に発生したものに限り)」により、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始された場合 ②責任期間中に感染した所定の感染症 <sup>(*)</sup> により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始された場合 <b>(救援費用に関するもの)</b> (3)被保険者が次のいずれかに該当したことにより、費用が発生した場合 ①次のいずれかに該当した場合 ・責任期間中の事故によるケガまたは自殺行為のため事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ・責任期間中に病気により死亡された場合 ・責任期間中に発病した病気により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合(ただし、責任期間中に医師の治療を開始し、かつ、その後引き続き医師の治療を受けていたことを要します。) ②責任期間中の事故によるケガまたは責任期間中に発病した病気により、続けて3日以上入院 <sup>(*)</sup> された場合(病気の場合、責任期間中に医師の治療を開始していたときに限ります。) ③責任期間中に搭乗している航空機・船舶が行方不明もしくは遭難した場合または山岳登山中に遭難された場合 ④責任期間中の事故により生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要することが警察等により確認された場合(ただし、被保険者の生死の判明後または緊急な捜索・救助活動の終了後に現地 <sup>(*)</sup> に赴く救援者にかかる費用は除きます。)	1回の事由の発生につき治療・救援費用保険金額を限度として、次の費用で社会通念上妥当な金額をお支払いします。 <b>(治療費用に関するもの)</b> (左記(1)または(2)の場合) 被保険者が現実に出した次の費用の額。ただし、左記(1)の場合は、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に要した費用、左記(2)の場合は、医師 <sup>(*)</sup> の治療を開始した日からその日を含めて180日以内に要した費用に限りです。 ⑦診療関係、入院 <sup>(*)</sup> 関係の費用 ⑧義手、義足の修理費用 ⑨治療のための通訳雇入費用 ⑩保険金の請求のために必要な医師の診断書費用 ⑪法令に基づき、公的機関より病原体に汚染された(またはその疑いがある)場所の消毒を命じられた場合の消毒費 ⑫入院により必要となった次の費用(1回の事故または病気 <sup>(*)</sup> につき合計して20万円限度) ⑬国際電話料等通信費 ⑭身の回り品購入費(5万円限度) ⑮医師の治療を受けた結果、当初の旅行行程 <sup>(*)</sup> を離脱された場合の旅行行程復帰費用または帰国費用 ⑯救急措置として被保険者を病院・診療所に移送するための緊急移送費 ⑰病院・診療所に専門医師がないまたはその病院・診療所での治療が困難なことにより、他の病院・診療所へ移転するための費用 など <b>(日本国外における治療の場合にご注意ください。)</b> カイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療のために支出した費用については、医師の助言・指示の有無にかかわらず保険金をお支払いしません。 <b>(日本国内における治療の場合にご注意ください。)</b> 柔道整復師(接骨院・整骨院等)による治療の場合、治療費用の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いをさせていただきます。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた治療のみ、お支払いの対象となります。 <b>(救援費用に関するもの)</b> (左記(3)の場合) 保険契約者、被保険者または被保険者の親族 <sup>(*)</sup> が負担した次の費用の額。その費用の負担者にお支払いします。 ⑱捜索救助費用 ⑲被保険者の捜索、看護または事故処理のための親族等の現地 <sup>(*)</sup> への航空運賃等交通費(往復運賃、救援者3名分まで) ⑳親族等の現地および現地までの行程での宿泊施設 <sup>(*)</sup> の客室料(救援者3名分かつ1名につき14日分まで) ㉑治療を継続中の被保険者を現地から移送する費用(ただし、上記「治療費用に関するもの」で支払われるべき費用については控除します。) ㉒火葬等の遺体の処理費用(100万円限度) ㉓遺体の移送費用 ㉔諸雑費(渡航手続費および現地において支出した交通費、被保険者の入院・救援に必要な身の回り品購入費、通信費等)(20万円限度) <sup>(*)</sup> (* )上記「治療費用に関するもの」で支払われるべき費用については除きます。 <b>(家族旅行特約をセットされた場合のお取扱い)</b> ◆上記㉑の費用については被災者1名につき40万円が限度となります。 ◆次の費用もお支払いの対象となります。 ・付添者(被災者以外の被保険者をいいます。)が、旅行行程に復帰または直接帰国するための航空運賃等の交通費 ・付添者が、旅行行程に復帰または直接帰国するまでの宿泊施設の客室料(14日分まで)
疾病に関する応急治療・救援費用補償特約をセットした場合	<b>(4)「治療費用に関するもの」</b> 海外旅行開始前に発病し医師 <sup>(*)</sup> の治療を受けたことがある病気 <sup>(*)</sup> が原因で海外旅行中にその症状の急激な悪化 <sup>(*)</sup> により医師の治療を受けられた場合 <b>(救援費用に関するもの)</b> 海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気 <sup>(*)</sup> が原因で海外旅行中にその症状の急激な悪化 <sup>(*)</sup> により3日以上続けて入院 <sup>(*)</sup> された場合 (*1)妊娠、出産、早産または流産に起因する病気および歯科疾病は含みません。 (*2)海外旅行中に生じることについて被保険者があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。	上記保険金のお支払額の「治療費用に関するもの」、「救援費用に関するもの」のうち、医師 <sup>(*)</sup> の治療を開始した日からその日を含めて30日以内で、かつ、被保険者が住居(被保険者が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。)に帰着するまでに要した費用であり、社会通念上妥当と認められ、かつ同等の病気に対して通常負担する費用に相当する金額をお支払いします。 保険金のお支払額は、1回の病気 <sup>(*)</sup> につき合計で300万円が限度となります。ただし、治療・救援費用保険金額が300万円を下回る場合は、治療・救援費用保険金額が限度となります。
緊急歯科治療費用補償特約をセットした場合	<b>(5)責任期間中に生じた歯科疾病症状<sup>(*)</sup>の急激な発症・悪化により責任期間中に歯科医師による緊急歯科治療<sup>(*)</sup>を開始された場合</b> (* )装着中の義歯または歯科矯正装置に生じた異常により飲食に支障が生じる状態を含みます。	現実に出した次の費用で社会通念上妥当な額に50%(縮小割合)を乗じた額をお支払いします。ただし、緊急歯科治療 <sup>(*)</sup> を開始した日からその日を含めて7日以内に要した費用に限りです。 ⑳診療関係、入院 <sup>(*)</sup> 関係の費用 ㉑保険金の請求のために必要な歯科医師の診断書費用 (注)緊急歯科治療を伴わない検査、義歯の提供または貴金属の使用を含む治療、ブリッジ等の永続的・定期的な治療、予防治療、審美歯科治療、あらかじめ予測されていた治療等に要した費用については保険金をお支払いしません。




## 保険金をお支払いしない主な場合

- 次の原因により生じた費用
  - 保険契約者、被保険者または保険金を受け取る方の故意または重大な過失（保険金をお支払いする場合(3)については、自殺行為により死亡された場合には保険金をお支払いします。）
  - 自殺行為（保険金をお支払いする場合(3)については死亡された場合には保険金をお支払いします。）、犯罪行為または闘争行為
  - 無資格運転・酒酔い運転<sup>(\*)</sup>（いずれも保険金をお支払いする場合(3)については死亡された場合には保険金をお支払いします。）または麻薬等を使用して自動車等<sup>(\*)</sup>を運転している間の事故
  - 外科的手術その他の医療処置（ただし、「当社が保険金を支払うべきケガまたは病気」の治療によるものである場合には保険金をお支払いします。）
  - 妊娠、出産、早産または流産による病気または歯科疾病による入院
  - 戦争・その他の変乱<sup>(\*)</sup>（テロ行為によるケガ・病気等は、「戦争危険等免責に関する一部修正特約」により、保険金の支払対象となります。）
  - 核燃料物質等の放射性・爆発性等の事故
  - 原因がいかなくなるときでも、頸（けい）部症候群<sup>(\*)</sup>、腰痛その他の症状を訴えている場合にそれを裏付ける医学的他覚所見<sup>(\*)</sup>のないもの
  - 乗用具<sup>(\*)</sup>によるレース中（レースに準ずるものおよび練習中を含みます。）のケガ（保険金をお支払いする場合(1)の場合に限ります。）
  - 別記の「補償対象外となる運動」を行っている間の事故（保険金をお支払いする場合(3)については死亡された場合は保険金をお支払いします。）<sup>(\*)1</sup>
  - 危険な職業に従事中の事故<sup>(\*)2</sup> など
- 疾病に関する応急治療・救援費用補償特約をセットした場合**
- 治療・救援費用補償特約の保険金をお支払いしない主な場合に該当する場合
  - その病気の治療の開始が責任期間終了後である場合
  - 被保険者の旅行目的が、その病気の治療または症状の緩和を目的とするものである場合
  - 責任期間<sup>(\*)</sup>開始前において、被保険者が渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合（診察の予約または入院の手配等が行われていた場合を含みます。）
- 責任期間開始前における医師の処置または処方もしくは健康上の理由により、旅行行程<sup>(\*)</sup>中も継続して支出することが予定されていた次に掲げる費用。ただし、責任期間中に新たに医師の処置または処方により必要となった費用については保険金をお支払いします。
    - ・透析、人工呼吸器、人工開口部、義手義足等の外部プロステーシス（補てつ物）、人工心臓弁、心臓電子器具（ペースメーカー）、人工肛門、車椅子その他の器具、挿入物、移植片またはプロステーシス（補てつ物）の継続的な使用に関わる費用
    - ・インスリン注射その他の薬剤の継続的な使用に関わる費用
  - 温泉療法その他の薬治、熱気浴等の理学的療法の費用
  - あん摩、マッサージ、指圧、鍼（はり）、灸（きゅう）、柔道整復、カイロプラクティックまたは整体の費用
  - 運動療法、リハビリテーション、その他身体の機能回復を目的とするこれらに類する理学的療法の費用
  - 臓器移植等に関わる費用および日本国外における臓器移植等と同様の手術等に関わる費用
  - 眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関わる費用
  - 毛髪移植、美容上の理由による形成手術その他の健康状態改善以外を目的とする処置に関わる費用
  - 不妊治療その他の妊娠促進管理に関わる費用 など
- ◎緊急歯科治療費用補償特約をセットした場合**
- 治療・救援費用保険金の保険金をお支払いしない主な場合（歯科疾病を除きます。）に該当する場合
  - 義歯、歯科矯正装置の自然消耗、性質によるさび・かび・変色、欠陥による緊急歯科疾病
  - 義歯、歯科矯正装置のキズ・塗料のはがれ等の外観上の損害による緊急歯科疾病
  - ブラッシング、審美歯科治療、その他口腔衛生行為による緊急歯科疾病 など

(\*1) 所定の保険料を払込みいただくことにより、保険金を全額お支払いすることができます。なお、あらかじめ所定の割増保険料を払込みいただかないと、保険金が削減されることがあります。

(\*2) 所定の保険料を払込みいただくことにより、保険金を全額お支払いすることができます。なお、あらかじめ所定の割増保険料を払込みいただかないと、保険金をお支払いできないことがあります。


## ⑤身の回り品の補償

	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額						
<b>携行品損害補償特約</b> 旅行に携行した物が盗まれたり壊れたりしたとき 	責任期間 <sup>(*)</sup> 中に盗難・破損・火災などの偶然な事故により、被保険者の携行品 <sup>(*)</sup> に損害が生じた場合 (※)被保険者が被保険者の住宅(敷地を含みます。集合住宅においては居住している戸室内をいいます。)外において携行する被保険者の身の回り品(カメラ、衣類、定期券を除く乗車券等、旅券など)をいいます。(被保険者の足元に置いた手荷物など身体周辺において管理しているもの、施錠されたホテルの自室保管の荷物など排他的に管理しているもの、やむを得ず航空会社・旅行業者に寄託したものを含み、別送品を除きます。) (注1)補償の対象となる携行品には、被保険者所有の物のほか、旅行行程 <sup>(*)</sup> 開始前にその旅行のために他人から無償で借り入れた物を含みます。 (注2)次のものは補償の対象とはなりません。 通貨、小切手、株券、有価証券、印紙、切手、定期券、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、自動車等 <sup>(*)</sup> 以外の運転免許証、稿本(本などの原稿)、設計書、船舶(ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。)、自動車等、別記の「補償対象外となる運動」を行っている間のその運動等のための用具、ウインドサーフィン・サーフィンその他これらに準ずる運動を行うための用具、商品・製品等、業務の目的のために使用される設備・什器等、データ、ソフトウェア・プログラム、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動物、植物 など	被害物の損害額 <sup>(*)</sup> をお支払いします。お支払いする保険金は、携行品損害保険金額をもって保険期間中の限度とします。(ただし、携行品損害保険金額が30万円(盗難等限度額)を超えるご契約の場合は、盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物不着による損害については、保険期間を通じ30万円がお支払いの限度となります。) (※)被害物の修理費または時価のいずれか低い方をいい、運転免許証については再発給手数料を、乗車券等についてはその経路・等級の範囲内で被保険者が事故の後に支出した費用等を、旅券については再取得費用(現地にて負担された場合に限り)を、交通費、宿泊費を含みます。ただし、損害額は、1回の事故につき下表の金額を限度とします。 <table border="1" data-bbox="1005 492 1508 593"> <tr> <td>下記以外(1個、1組または1対のものについて)</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>乗車券等</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>旅券</td> <td>5万円</td> </tr> </table> (注)保険金は原則として日本国内にて円貨でお支払いしますので、事故証明書および損害額を証明する書類をお持ち帰りください。	下記以外(1個、1組または1対のものについて)	10万円	乗車券等	5万円	旅券	5万円
下記以外(1個、1組または1対のものについて)	10万円							
乗車券等	5万円							
旅券	5万円							

### 保険金をお支払いしない主な場合

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取る方の故意または重大な過失による損害
- 無資格運転、酒酔い運転<sup>(\*)</sup>または麻薬等を使用して自動車等<sup>(\*)</sup>を運転している間の事故による損害
- 被保険者が滞在する居住施設内にあるもの、別送品
- 自然消耗、性質によるさび・かび・変色、ねずみ食い、虫食い、欠陥による損害
- 汚れ・キズ・塗装のはがれ等、機能に支障がない外観上の損害
- 偶然な外来の事故に起因しない電気的事故・機械的事故による損害(故障等)
- 保険の対象である液体の流出による損害
- 置き忘れ、紛失による損害
- 戦争・その他の変乱<sup>(\*)</sup>による損害(テロ行為による損害は、「戦争危険等免責に関する一部修正特約」により、保険金の支払対象となります。)
- 核燃料物質等の放射性・爆発性等の事故による損害
- 公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害(火災消防・避難に必要な処置としてなされた場合、施錠された手荷物が空港等での安全確認検査等でその錠を壊された場合を除きます。)

## ⑥ご親族が負担される費用等の補償

	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
<b>救済者費用等補償特約</b> 親族がかけつけたとき (契約タイプ以外でご契約いただく場合にセットできます。) 	救援対象者 <sup>(*)</sup> が次のいずれかに該当したことにより、保険契約者、救援対象者、救援対象者の親族 <sup>(*)</sup> の費用負担が発生した場合 ① 次のいずれかに該当した場合 ・ 責任期間 <sup>(*)</sup> 中の事故によるケガ <sup>(*)</sup> または自殺行為のため事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ・ 責任期間中に病気により死亡された場合 ・ 責任期間中に発病した病気により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合(ただし、責任期間中に医師 <sup>(*)</sup> の治療を開始し、かつ、その後も引き続き医師の治療を受けていたことを要します。) ② 責任期間中の事故によるケガまたは責任期間中に発病した病気により、続けて3日以上入院 <sup>(*)</sup> された場合(病気の場合、責任期間中に医師の治療を開始していたときに限ります。) ③ 責任期間中に搭乗している航空機・船舶が行方不明もしくは遭難した場合または山岳登山 <sup>(*)</sup> 中に遭難された場合 ④ 責任期間中の事故により生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要することが警察等により確認された場合(ただし、救援対象者の生死の判明後または緊急な捜索・救助活動の終了後に現地 <sup>(*)</sup> に赴く救済者にかかる費用は除きます。) (※)6親等内の血族、配偶者 <sup>(*)</sup> および3親等内の姻族をいいます。	保険契約者、救援対象者 <sup>(*)</sup> または救援対象者の親族 <sup>(*)</sup> が負担した次の費用を、その費用の負担者にお支払いします。ただし、保険期間を通じ、救済者費用等保険金額がお支払いの限度となります。 ⑦ 捜索救助費用 ⑧ 救援対象者の捜索、看護または事故処理のための親族等の現地 <sup>(*)</sup> への航空運賃等交通費(往復運賃、救済者3名分まで) ⑨ 親族等の現地および現地までの行程での宿泊施設 <sup>(*)</sup> の客室料(救済者3名分かつ1名につき14日分まで) ⑩ 治療を継続中の救援対象者を現地から移送する費用 <sup>(*)</sup> ⑪ 火葬等の遺体の処理費用(100万円限度) ⑫ 遺体の移送費用 ⑬ 諸雑費(渡航手続費および現地において支出した交通費、救援対象者の入院 <sup>(*)</sup> ・救援に必要な身の回り品購入費、通信費等)(20万円限度) <sup>(*)</sup> (※1)6親等内の血族、配偶者 <sup>(*)</sup> および3親等内の姻族をいいます。 (※2)傷害治療費用保険金、疾病治療費用保険金として支払われるべき費用については除きます。 <b>〈家族旅行特約をセットされた場合のお取扱い〉</b> ◆ 上記⑦の費用については被災者1名につき40万円が限度となります。 ◆ 次の費用もお支払いの対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 付添者(被災者以外の救援対象者をいいます。)*が、旅行行程<sup>(*)</sup>に復帰または直接帰国するための航空運賃等の交通費</li> <li>● 付添者が、旅行行程に復帰または直接帰国するまでの宿泊施設の客室料(14日分まで)</li> </ul>

### 保険金をお支払いしない主な場合

- 次の原因により生じた費用
  - 保険契約者、救援対象者<sup>(\*)</sup>または保険金を受け取る方の故意または重大な過失(自殺行為により死亡された場合は保険金をお支払いします。)
  - 自殺行為(死亡された場合は保険金をお支払いします。)、犯罪行為または闘争行為による事故
  - 無資格運転・酒酔い運転<sup>(\*)</sup>(いずれも死亡された場合には保険金をお支払いします。)\*または麻薬等を使用して自動車等<sup>(\*)</sup>を運転している間の事故
  - 妊娠・出産・早産もしくは流産による病気または歯科疾病による入院
  - 戦争・その他の変乱<sup>(\*)</sup>(テロ行為による費用は、「戦争危険等免責に関する一部修正特約」により、保険金の支払対象となります。)
  - 核燃料物質等の放射性・爆発性等の事故
  - 原因がわからなるときでも、頸(けい)部症候群<sup>(\*)</sup>、腰痛その他の症状を訴えている場合にそれを裏付ける医学的他覚所見<sup>(\*)</sup>のないもの
  - 別記の「補償対象外となる運動」を行っている間の事故(死亡された場合は保険金をお支払いします。)\*<sup>(\*)</sup>
  - 危険な職業に従事する事故<sup>(\*)</sup>
- (※1)所定の保険料を払込みいただくことにより、保険金を全額お支払いすることができます。なお、あらかじめ所定の割増保険料を払込みいただかないと、保険金が削減されることがあります。  
 (※2)所定の保険料を払込みいただくことにより、保険金を全額お支払いすることができます。なお、あらかじめ所定の割増保険料を払込みいただかないと、保険金をお支払いできないことがあります。

## ⑦その他 充実の補償

### 弁護士費用等補償特約

旅行中の被害事故により弁護士費用を負担したとき

#### 保険金をお支払いする場合

- ①責任期間\*中における偶然な事故により被害\*を被った被保険者が、法律上の損害賠償請求を行った場合
  - ②責任期間中における偶然な事故により被害を被った被保険者が、弁護士に法律相談(\*)を行った場合
- (\*)口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的に弁護士の行う相談の範囲内と判断することが妥当であると認められる行為を含みます。
- (注)いずれの場合も、被害に対する損害賠償請求または法律相談を、被害の発生日からその日を含めて3年以内に行ったときに限ります。

#### 保険金のお支払額

上記①は、1回の事故につき100万円(弁護士費用等保険金額)を限度として、当社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に要した費用等をお支払いします。上記②は、1回の事故につき10万円を限度として、当社の同意を得て支出した法律相談費用をお支払いします。

(注1)同一の被害\*を理由として行われた一連の損害賠償請求は、一つの損害賠償請求とみなします。

(注2)保険金をお支払いした後次に次のいずれかに該当された場合は、保険金の全部または一部を返還いただくことがあります。

- 弁護士への委任の取消等により着手金の返還を受けた場合
- 訴訟の判決にもとづき、被保険者が賠償義務者\*から損害賠償請求費用の支払いを受けた場合で、「判決で確定された損害賠償請求費用の額と既にお支払いした保険金の額の合計額」が「被保険者が弁護士に支払った損害賠償請求費用の全額」を超過したとき。



#### 保険金をお支払いしない主な場合

- 被保険者の故意または重大な過失による被害事故
- 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による被害事故
- 被保険者の無資格運転、酒酔い運転\*または麻薬等を使用して自動車等\*を運転中の被害事故
- 被保険者が、自動車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中の被害事故
- 被保険者が競技や試験のために自動車に搭乗中または競技や試験を行う場所で自動車に搭乗中の被害事故
- 被保険者が違法に所有・占有する財物の破損
- 被保険者が麻薬等の影響を受けているおそれがある状態での身体の障害、財物の破損
- 労働災害による身体の障害
- 被保険者または被保険者の使用者の業務のために使用する財物、業務に関連して受託した財物に生じた被害事故
- 自然消耗、性質によるさび・かび・変色、腐敗、ひび割れ、欠陥等による財物の破損
- 被保険者が、診療・投薬・身体整形・マッサージ等を受けたことによる身体の障害
- 液体・気体・固体の排出・流出・溢(いっ)出による身体の障害、財物の破損
- 石綿等が有する発ガン性等有害な特性に起因した身体の障害、財物の破損
- 外因性内分泌かく乱化学物質(医薬品としホルモン作用を持つように合成された合成ホルモンなど)の有害な特性により生じた身体の障害、財物の破損
- 電磁波障害による身体の障害
- 騒音・振動・悪臭・日照不足等による身体の障害、財物の破損
- 地震・噴火またはこれらを原因とする津波、台風・洪水・高潮による被害事故
- 戦争・その他の変乱\*による被害事故(テロ行為による費用は、「戦争危険等免責に関する一部修正特約」により、保険金の支払対象となります。)
- 核燃料物質等の放射性・爆発性等の事故による被害事故
- 公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による被害事故
- 始期日より前に被保険者が被害の発生を予見していた身体の障害、財物の破損
- 次の方が賠償義務者\*である場合に生じた費用
  - ・ 被保険者またはその配偶者\*と生計を共にする同居の親族\*
  - ・ 被保険者の父母、配偶者または子
- 次の損害賠償請求または法律相談により生じた費用
  - ・ 被害に対して保険金の請求が行われる保険契約の保険者(引受保険会社)に対する損害賠償請求・法律相談
  - ・ 損害賠償請求を行う地および時において社会通念上不当な損害賠償請求・法律相談 など

### 航空機遅延費用等補償特約

飛行機が欠航したとき、出発が遅れたとき、乗継便に間に合わなかったとき

#### 保険金をお支払いする場合

- ①出発遅延費用等  
被保険者が搭乗する予定だった航空機の出発予定時刻から6時間以上の出発遅延、欠航もしくは運休、航空運送事業者の搭乗予約受付業務の不備(ダブルブッキング等)による搭乗不能または被保険者が搭乗した航空機の着陸地変更により、出発予定時刻(着陸地変更の場合には着陸した時刻)から6時間以内に代替機(着陸地変更の場合には搭乗した航空機を含みます。)を利用できない場合
- ②乗継遅延費用  
被保険者の搭乗した航空機の遅延\*によって、乗継地から出発する搭乗予定だった航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できない場合  
(\*被保険者が搭乗予定であった航空機の出発遅延、欠航、運休、搭乗不能または搭乗した航空機の着陸地変更により、結果的に乗継地への到着が遅延した場合を含みます。)

#### 保険金のお支払額

1回の上記①の出発遅延、欠航、運休、搭乗不能、着陸地変更または1回の上記②の遅延につき、2万円を限度として被保険者が支出した次の費用\*をお支払いします。

- ⑦宿泊施設\*の客室料
- ⑧食事代
- ⑨宿泊施設への移動に要するタクシー代等の交通費(上記①についてはその航空機の代替となる他の交通手段を利用された場合の費用を含みます。)
- ⑩国際電話料等通信費
- ⑪目的地における旅行サービスの取消料等

(\*)上記①の場合は出発地(着陸地変更の場合の着陸した地を含みます。)、上記②の場合は乗継地において負担した費用に限ります。なお、社会通念上妥当な費用であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する金額相当とします。

(注1)上記⑦～⑪については、代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に負担したものに限り、

(注2)保険金は原則として日本国内にて円貨でお支払いしますので、事故証明書および損害額を証明する書類をお持ち帰りください。

#### 保険金をお支払いしない主な場合

- 次の原因により生じた費用
  - ・ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取る方の故意、重大な過失または法令違反
  - ・ 地震・噴火またはこれらを原因とする津波
  - ・ 戦争・その他の変乱\* (テロ行為による費用は、「戦争危険等免責に関する一部修正特約」により、保険金の支払対象となります。)
  - ・ 核燃料物質等の放射性・爆発性等の事故 など



<p><b>航空機寄託手荷物遅延等費用補償特約</b></p> <p>航空会社に預けた荷物が届かなかったとき</p> 	<p><b>保険金をお支払いする場合</b></p> <p>被保険者が航空会社に運搬を寄託した手荷物が、航空機<sup>(*)</sup>の到着後6時間以内に、予定していた目的地に運搬されなかった場合</p> <p>(*)被保険者が乗客として搭乗する航空機に限ります。</p> <p><b>保険金のお支払額</b></p> <p>1回の事故につき10万円を限度として、被保険者が目的地にて負担した次のものを購入またはレンタルした費用をお支払いします。ただし、被保険者が目的地に到着してから96時間以内に負担した費用に限ります。また、その寄託手荷物が被保険者のもとの到着した時に降に購入・レンタルしたことによる費用を除きます。</p> <p>⑦衣類(下着、寝間着等の必要不可欠なもの)</p> <p>⑧生活必需品(洗面用具、かみそり、くし等)</p> <p>⑨身の回り品(購入した衣類や生活必需品を持ち運ぶためのかばん等、⑦、⑧以外にやむを得ず必要となったもの)</p> <p>(注1)⑦⑧⑨については、寄託手荷物の中に含まれていたものを購入・レンタルされた場合に限ります。</p> <p>(注2)⑦～⑨には、他人への謝金および礼金は含まれません。</p> <p>(注3)保険金は原則として日本国内にて円貨でお支払いしますので、事故証明書および損害額を証明する書類をお持ち帰りください。</p>	<p><b>保険金をお支払いしない主な場合</b></p> <p>●次の原因により生じた費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取る方の故意、重大な過失または法令違反</li> <li>● 地震・噴火またはこれらを原因とする津波</li> <li>● 戦争・その他の変乱<sup>(*)</sup>(テロ行為による費用は、「戦争危険等免責に関する一部修正特約」により、保険金の支払対象となります。)</li> <li>● 核燃料物質等の放射性・爆発性等の事故</li> </ul> <p>など</p>
<p><b>自動車運転者損害賠償責任危険補償特約</b></p> <p>レンタカーによる事故で損害賠償責任を負ったとき</p>	<p><b>保険金をお支払いする場合</b></p> <p>責任期間<sup>(*)</sup>中に、米国<sup>(1)</sup>またはカナダで下記の会社のレンタカー<sup>(2)</sup>の運転に起因する事故により法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>●エイビス社、トヨタ社、アラモ社、ジャパンレンタカーグアム社、ナショナル社、ダラー社、ニッサンレンタカーグアム社、バジェット社、ハーツ社、ニッポンレンタカーグアム社</p> <p>(*)1)ハワイ、グアム、サイパンを含みます。 (*)2)家用乗用車、二輪自動車または原動機付自転車に限ります。</p> <p><b>保険金のお支払額</b></p> <p>損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額<sup>(*)</sup>、損害防止費用等をお支払いします。</p> <p>(注1)損害の額が他の保険契約(レンタカー会社で加入したもの等で自家保険を含みます。)で支払われる金額を超える場合限り、その超過額についてのみ保険金をお支払いします。</p> <p>(注2)法律上の賠償責任の額<sup>(*)</sup>は、1回の事故につき、自動車運転者損害賠償責任保険金額(対人1億円、対物500万円)がお支払いの限度となります。</p> <p>(注3)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ当社の承認を必要とします。</p> <p>(*)判決により支払いを命ぜられた訴訟費用または判決までの遅延損害金を含みます。</p>	<p><b>保険金をお支払いしない主な場合</b></p> <p>●保険契約者または被保険者の故意による損害</p> <p>●戦争・その他の変乱<sup>(*)</sup>による損害</p> <p>●被保険者の使用者の家事以外の業務のために、その使用者の所有する自動車を運転している間の事故による損害</p> <p>●自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送または賃貸等自動車を取り扱う業務のために自動車を運転している間の事故による損害</p> <p>●被保険者の配偶者<sup>(*)</sup>、父母、子、被保険者の家事以外の業務に従事中の使用人に対する損害賠償責任(対人)</p> <p>●被保険者、配偶者、父母、子の所有物または受託品(レンタカーを含みます。)に対する損害賠償責任(対物)</p> <p>●競技、競争、試運転、興行等のために使用している間の事故による損害</p> <p>●保険金をお支払いする場合に記載されたレンタカー会社の承認を得ないでレンタカーを運転している間に生じた事故による損害賠償責任</p> <p>●核燃料物質等の放射性・爆発性等の事故による損害</p> <p>など</p>
<p><b>旅行中の事故による緊急費用補償特約</b></p> <p>旅行先でのケガ、盗難、交通機関の遅れなど偶然な事故にあったとき</p> 	<p><b>保険金をお支払いする場合</b></p> <p>責任期間<sup>(*)</sup>中に予期せぬ偶然な事故<sup>(*)</sup>が生じた場合</p> <p>(*)「予期せぬ偶然な事故」とは、ケガ<sup>(*)</sup>、病気、盗難、交通機関の遅延などをいい、公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関、旅行者により発生した証明がされたものに限ります。</p> <p><b>保険金のお支払額</b></p> <p>責任期間<sup>(*)</sup>中に被保険者が負担を余儀なくされた次の費用をお支払いします。ただし、お支払いする保険金は⑦～⑩の費用については、保険期間を通じ合計して旅行中事故緊急費用保険金額が限度となり、⑪の費用については、保険期間を通じ、旅行中事故緊急費用保険金額の2倍の額が限度となります。</p> <p>⑦交通費</p> <p>⑧宿泊施設<sup>(*)</sup>の客室料</p> <p>⑨次の事由により、出発地(着陸地変更の場合の着陸した地を含みます。)または乗継地において代替機(着陸地変更の場合には搭乗した航空機を含みます。)が利用可能となるまでの間に負担した食事代(旅行中事故緊急費用保険金額の10%が保険期間中の限度となります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者が搭乗する予定だった航空機が、出発予定時刻から6時間以上の出発遅延、欠航もしくは運休、航空運送事業者の搭乗予約受付業務の不備(ダブルブッキング等)による搭乗不能または被保険者が搭乗した航空機の着陸地変更により、出発予定時刻(着陸地変更の場合には着陸した時刻)から6時間以内に代替機(着陸地変更の場合には搭乗した航空機を含みます。)を利用できなかったこと。</li> <li>●被保険者の搭乗した航空機の遅延(搭乗予定であった航空機の出発遅延、欠航、運休、搭乗不能または搭乗した航空機の着陸地変更により、結果的に乗継地への到着が遅延した場合を含みます。)によって、乗継地から出発する搭乗予定だった航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できなかったこと。</li> </ul> <p>⑩国際電話料等通信費</p> <p>⑪渡航手続費</p> <p>⑫渡航先で受ける予定であったサービスの取消料、違約料等</p> <p>⑬被保険者が航空会社に運搬を寄託した手荷物が航空機(被保険者が乗客として搭乗する航空機に限ります。)の到着後6時間以内に予定していた目的地に運搬されなかった場合に、被保険者が目的地にて負担した身の回り品購入費(被保険者が目的地に到着してから96時間以内に負担した費用に限ります。)</p> <p>(注1)社会通念上妥当な金額または保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額を超える場合は、その超過額に対しては保険金をお支払いしません。</p> <p>(注2)他の特約において保険金支払いの対象となるもの、被保険者が払戻しを受けた金額および負担を予定していた金額を除きます。</p> <p>(注3)上記⑦により支払われるべき金額は、⑦～⑩までの費用の額に含まれません。</p>	<p><b>保険金をお支払いしない主な場合</b></p> <p>●次の原因により生じた費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取る方の故意、重大な過失または法令違反</li> <li>● 自殺行為、犯罪行為または闘争行為</li> <li>● 無資格運転、酒酔い運転<sup>(*)</sup>または麻薬等を使用して自動車等<sup>(*)</sup>を運転している間の事故</li> <li>● 地震・噴火またはこれらを原因とする津波</li> <li>● 妊娠・出産・流産もしくはこれらによる病気の発病</li> <li>● 歯科疾病の発病または症状の悪化</li> <li>● 原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群<sup>(*)</sup>、腰痛その他の症状を訴えている場合にそれを裏付ける医学的他覚所見<sup>(*)</sup>のないもの</li> <li>● 戦争・その他の変乱<sup>(*)</sup>(テロ行為による費用は、「戦争危険等免責に関する一部修正特約」により、保険金の支払対象となります。)</li> <li>● 核燃料物質等の放射性・爆発性等の事故</li> <li>● 被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の航空機、船舶、車両<sup>(*)</sup>等の交通機関のうち、運行時刻が定められていないものの遅延または欠航・運休</li> <li>● 乗用具<sup>(*)</sup>によるレース中(レースに準ずるものおよび練習中を含みます。)のケガ</li> <li>● 別記の「補償対象外となる運動」を行っている間のケガ</li> </ul> <p>など</p>

<p><b>ペット預入延長費用補償特約</b></p> <p>予定通り帰国できず、ペットの預入期間が延びてしまったとき</p>	<p style="text-align: center;"><b>保険金をお支払いする場合</b></p> <p>旅行の最終目的地への到着が満期日の午後12時までに予定されているにもかかわらず、次の事由により遅延した場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関の遅延または欠航・運休（運行時刻が定められているものに限ります。）</li> <li>②交通機関の搭乗予約受付業務の不備（ダブルブッキング等）による搭乗不能</li> <li>③被保険者が医師<sup>*</sup>の治療を受けたこと。</li> <li>④被保険者の旅券の盗難または紛失（ただし、被保険者が旅券の発給または渡航書の発給を受けた場合に限ります。）</li> <li>⑤被保険者の同行家族<sup>(1)</sup>または同行予約者<sup>(2)</sup>が入院<sup>*</sup>したこと</li> </ol> <p>(*)被保険者と旅行行程<sup>*</sup>を同一にする、被保険者の配偶者<sup>*</sup>、被保険者もしくは配偶者と生計を共にする同居の親族<sup>*</sup>・別居の未婚<sup>*</sup>の子をいいます。 (*)2)被保険者と同一の旅行を同時に参加予約した方で、被保険者に同行している方をいいます。</p> <p style="text-align: center;"><b>保険金のお支払額</b></p> <p>ペット預入延長費用保険金額に帰国遅延日数<sup>(1)</sup>を乗じた額を限度として、被保険者が負担したペット預入延長費用<sup>(2)</sup>をお支払いします。</p> <p>(*)1)到着予定日に到着された場合で到着時間が遅延したためにペット<sup>(2)</sup>の引取りが遅延したときを含み、7日を限度とします。 (*)2)被保険者個人の家庭で、愛がん動物または伴侶動物として飼養している犬または猫をいいます。 (*)3)帰国が遅れたことにより被保険者がペットの世話に従事できなくなり、到着予定日以降に被保険者が行うはずであったペットの世話を委託するためにペット専用施設<sup>(4)</sup>にペットを預け入れることにより発生した費用をいいます。ただし、社会通念上妥当な費用であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する金額相当とします。 (*)4)ペットが宿泊できる設備を備えたペットショップ、ペット美容院、動物病院またはペットホテルをいいます。</p>	<p style="text-align: center;"><b>保険金をお支払いしない主な場合</b></p> <p>●次の原因により生じた費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険契約者、被保険者または保険金を受け取る方の故意、重大な過失または法令違反による帰国遅延</li> <li>・自殺行為、犯罪行為または闘争行為による帰国遅延</li> <li>・無資格運転、酒酔い運転<sup>*</sup>または麻薬等を使用して自動車等<sup>*</sup>を運転中の事故による帰国遅延</li> <li>・原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群<sup>*</sup>、腰痛その他の症状を訴えている場合にそれを裏付ける医学的他覚所見<sup>*</sup>のないものによる帰国遅延</li> <li>・乗用具<sup>*</sup>によるレース中（レースに準ずるものおよび練習中を含みます。）のケガによる帰国遅延</li> <li>・戦争・その他の変乱<sup>*</sup>による帰国遅延（テロ行為による帰国遅延は、「戦争危険等免責に関する一部修正特約」により、保険金の支払対象となります。）</li> <li>・核燃料物質等の放射性・爆発性等の事故による帰国遅延</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
<p><b>テロ等対応費用補償特約</b></p> <p>テロ等により帰国が遅れたとき</p>	<p style="text-align: center;"><b>保険金をお支払いする場合</b></p> <p>旅行の最終目的地への到着が満期日の午後12時までに予定されているにもかかわらず、次の事由により遅延した場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①被保険者が乗客として搭乗している交通機関（搭乗予定を含みます。）または被保険者が入場している施設（入場予定を含みます。）に対する第三者による不法な支配、テロ行為<sup>(*)</sup>または公権力による拘束</li> <li>②被保険者に対する公権力による拘束</li> <li>③被保険者が誘拐されたこと</li> </ol> <p>(*)政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。</p> <p style="text-align: center;"><b>保険金のお支払額</b></p> <p>被保険者が負担を余儀なくされた次の費用<sup>(*)</sup>をお支払いします。ただし、保険期間を通じ10万円（テロ等対応費用保険金額）がお支払いの限度となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>⑦交通費</li> <li>⑧宿泊施設<sup>*</sup>客室料</li> <li>⑨国際電話料等通信費</li> </ol> <p>(*)社会通念上妥当な金額または保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額を超える場合は、その超過額に対しては保険金をお支払いしません。</p>	<p style="text-align: center;"><b>保険金をお支払いしない主な場合</b></p> <p>●次の原因により生じた費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険契約者、被保険者または保険金を受け取る方の故意、重大な過失または法令違反</li> <li>・自殺行為、犯罪行為または闘争行為</li> <li>・被保険者に対する刑の執行</li> <li>・戦争・その他の変乱<sup>*</sup>（テロ行為による費用は、保険金の支払対象となります。）</li> <li>・核燃料物質等の放射性・爆発性等の事故</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
<p><b>緊急一時帰国費用補償特約</b></p> <p>親族が死亡、危篤になり緊急に一時帰国したとき</p>	<p style="text-align: center;"><b>保険金をお支払いする場合</b></p> <p>帰国対象者<sup>*</sup>が、次のいずれかの事由により緊急に一時帰国<sup>*</sup>され、保険契約者、帰国対象者がその費用を負担した場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①保険期間中かつ海外渡航期間<sup>*</sup>中に、帰国対象者の配偶者<sup>*</sup>または帰国対象者の2親等内の親族が死亡された場合</li> <li>②保険期間中かつ海外渡航期間<sup>*</sup>中に、帰国対象者の配偶者または帰国対象者の2親等内の親族が危篤<sup>*</sup>となられた場合</li> <li>③保険期間中かつ海外渡航期間<sup>*</sup>中に、帰国対象者の配偶者または帰国対象者の2親等内の親族が搭乗している航空機・船舶が行方不明または遭難した場合</li> </ol> <p style="text-align: center;"><b>保険金のお支払額</b></p> <p>1回の一時帰国につき緊急一時帰国費用保険金額を限度として、緊急に一時帰国<sup>*</sup>したことによって保険契約者、帰国対象者<sup>*</sup>が負担した次の費用のうち、社会通念上妥当な部分についてのみお支払いします。ただし、緊急一時帰国費用保険金額が20万円を超えるご契約の場合であっても、下記①、②の費用については、合計して20万円が限度となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>⑦一時帰国に要する通常の経路による航空運賃等交通費（往復運賃）</li> <li>⑧一時帰国の行程および一時帰国した地における宿泊施設<sup>*</sup>の客室料（14日分まで）</li> <li>⑨諸雑費（国際電話料等通信費、渡航手続費、一時帰国した地における交通費など）</li> </ol> <p>(注1)同一の配偶者<sup>*</sup>・2親等内の親族について、同一の事由により複数回一時帰国された場合は、2回目以降の一時帰国により発生した費用についてはお支払いしません。ただし、2回目の一時帰国の事由が上記②（危篤）の場合において、一時帰国した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合はお支払いの対象となります。 (注2)継続契約<sup>(*)</sup>の場合で、帰国対象者の配偶者・2親等内の親族の死亡・危篤<sup>*</sup>の原因が保険期間開始前に生じていたときは、この保険契約の保険金の額と、原因が生じた時の保険契約の保険金の額を比較し、いずれか低い額をお支払いします。 (注3)保険契約者、帰国対象者が、第三者から損害の賠償として支払いを受けた金額に対しては保険金をお支払いしません。 (注4)保険契約者、帰国対象者が、企業体等の規程にもとづく制度等により費用に対して給付を受けられる場合は、その給付を受けられる金額に対しては保険金をお支払いしません。 (*)この特約をセットした保険契約の満期日の翌日を始期日とするこの特約をセットした保険契約をいいます。</p>	<p style="text-align: center;"><b>保険金をお支払いしない主な場合</b></p> <p>●保険契約者、帰国対象者<sup>*</sup>または保険金を受け取る方の故意または重大な過失による死亡、危篤<sup>*</sup>、行方不明・遭難により生じた費用</p> <p>●海外渡航期間<sup>*</sup>開始時または保険期間の開始時のいずれか遅い時より前に、原因が生じていた死亡・危篤による一時帰国</p> <p>●保険金をお支払いする場合の①から③のいずれかの事由に該当された時（ケガまたは病気により①または②の事由に該当した場合は、ケガの発生時または発病時）以前に帰国のため利用する航空券または乗船券等の購入の予約または購入され、その航空券または乗船券等を利用して一時帰国された場合</p> <p style="text-align: right;">など</p>

旅行変更費用補償特約	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
<p>旅行をキャンセルしたり途中で帰国したとき</p> <p>出国中止費用対象外特約をセットした場合</p>	<p>次のいずれかの事由が契約日の翌日の午前0時以降に発生したことにより、保険証券の「被保険者」欄に記載された方(記名被保険者)が「出国を中止された場合(ただし、出国中止費用対象外特約がセットされている場合を除きます。)」または「出国後、旅行を途中で取りやめて帰国された場合」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①記名被保険者、同行予約者(以下「記名被保険者等」といいます。)、記名被保険者等の配偶者*・3親等内の親族が死亡された場合または危篤*となられた場合</li> <li>②記名被保険者等が、ケガ*または病気(歯科疾病を除きます。)*により入院*された場合(出国前の入院については、続けて3日以上入院に限り。)</li> <li>③記名被保険者等の配偶者・2親等内の親族が、ケガまたは病気(歯科疾病を除きます。)*により、続けて14日以上入院された場合</li> <li>④記名被保険者等が搭乗している航空機・船舶が行方不明もしくは遭難した場合または記名被保険者等がピッケル、アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山中に遭難された場合</li> <li>⑤急激かつ偶然な外来の事故によって記名被保険者等の緊急な捜索または救助を要することが、警察等により確認された場合</li> <li>⑥記名被保険者等の居住する建物またはこれに収容される家財が、次のいずれかの事由により100万円以上の損害を受けた場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災、落雷、破裂または爆発</li> <li>・台風等の風災、台風等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂くずれ等の水災、ひょう災、豪雪、なだれ等の雪災</li> <li>・建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊</li> </ul> <small>(注)損害の額は、修理費または時価のいずれか低い方をいいます。</small> </li> <li>⑦記名被保険者等が、裁判所の呼び出しにより証人または鑑定人として裁判所に出頭された場合</li> <li>⑧記名被保険者等の渡航先(訪れるまたは経由する予定のものを含みます。)*において、次の事由が発生した場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震・噴火またはこれらを原因とする津波</li> <li>・戦争・その他の変乱*またはテロ行為</li> <li>・記名被保険者等が利用を予定していた運送機関・宿泊機関の事故または火災</li> <li>・渡航先に対する日本国政府による「退避を勧告します。渡航は延期してください。」「渡航の延期をお勧めします」の発出</li> </ul> </li> <li>⑨記名被保険者等に対して、官公署の命令、外国の出入国規制または感染症による隔離が発せられた場合</li> <li>⑩記名被保険者等に対して、災害対策基本法にもとづく避難指示等が、公的機関より出された場合</li> </ol> <p style="text-align: center;"><b>保険金のお支払額</b></p> <p>旅行変更費用保険金額を限度として、出国中止または中途帰国により、保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した次の費用をお支払いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>⑦旅行サービスの取消料、違約料等</li> <li>①渡航手続費として、出国中止または中途帰国したことにより払戻しを受けられない費用、またはこれから支払うことを要する費用。ただし、出国中止または中途帰国した後においても使用できるものに対して支出した費用は除きます。</li> </ol> <p>ただし、上記⑦、①にかかわらず、記名被保険者が中途帰国された場合で、旅行が企画旅行であるときは、次の算式により算出した額をお支払いします。</p> $\text{費用} = \begin{matrix} \text{旅行変更費用保険金額} & \text{旅行日程のうち} \\ \text{または旅行代金の} & \text{× 中途帰国した日以降の日数} \\ \text{いずれか小さい方} & \text{旅行日程の日数} \end{matrix}$ <p>なお、次のいずれかに該当し、帰国費用が上記の額を上回る場合は、中途帰国したときの帰国費用をお支払いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>⑦記名被保険者が帰国のために利用する航空券・乗船券等(利用日時が記名被保険者の出国後3か月以内で特定されているものに限り。)*が既に購入されている場合または購入予約がされておりその費用の支払いを要する場合</li> <li>①旅行が企画旅行で、旅行代金の中に記名被保険者が帰国するための交通機関の航空券等の費用が含まれている場合</li> </ol>	<p>次の原因によって保険金をお支払いする場合の①～⑥のいずれかに該当したことにより生じた費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者、記名被保険者または保険金を受け取る方の故意または重大な過失</li> <li>●自殺行為、犯罪行為または闘争行為</li> <li>●日本国内における地震・噴火またはこれらを原因とする津波</li> <li>●無資格運転、酒酔い運転*または麻薬等を使用して自動車等*を運転中の事故</li> <li>●戦争・その他の変乱*(テロ行為による費用は、「戦争危険等免責に関する一部修正特約」により、保険金の支払対象となります。)</li> </ul> <p>次の原因によって保険金をお支払いする場合の②③のいずれかに該当したことにより生じた費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛またはその他の症状を訴えている場合にそれを裏付ける医学的他覚所見*のないもの</li> </ul> <p>次の原因によって保険金をお支払いする場合の①～③のいずれかに該当したことにより生じた費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●核燃料物質等の放射性・爆発性等の事故</li> <li>●乗用具*によるレース中(レースに準ずるものおよび練習中を含みます。)*のケガまたは病気</li> <li>●別記の「補償対象外となる運動」を行っている間のケガまたは病気</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

数次海外旅行者に関する特約
<p>保険期間中に2回以上の海外旅行を行う場合にも、そのすべての海外旅行に対して、保険契約にもとづいて保険金をお支払いします。ただし、保険期間中でも旅行行程中以外の期間については保険金をお支払いしません。</p>
一時帰国中補償特約
<p>保険期間の途中で、被保険者が一時的に帰国する場合には、帰国当日および次に掲げる期間も旅行行程*中とみなしてこの保険契約にもとづく保険金(傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害治療費用保険金、疾病治療費用保険金、治療・救済費用保険金、疾病死亡保険金、賠償責任保険金)をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者が外国為替法及び外国貿易法に規定する居住者である場合は、帰国した日の翌日から起算して30日間</li> <li>・被保険者が外国為替法及び外国貿易法に規定する非居住者である場合は、帰国した日の翌日から起算して90日間</li> </ul>

# ⑧個人包括賠償責任保険(CPL保険)

保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
<p>日本国外において、住宅の所有・使用もしくは管理に起因する偶然な事故、または被保険者の日常生活に起因する偶然な事故による、他人の人身障害<sup>※</sup>または財物損壊<sup>※</sup>について被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合</p> <p>(注)ただし、被保険者の被る損害賠償金の額が、右記の自己負担限度額または第一次保険<sup>※</sup>(海外旅行保険の賠償責任危険補償特約等)で保険金支払いの対象となる額のいずれか高い額を超過する場合に限り、その超過分のみを保険金としてお支払いします。</p>	<p>支払われる保険金は次のとおりです。次の②、④を除き、それぞれの規定により計算した損害額から下記の自己負担額を差し引いた額をお支払いします。ただし、保険証券記載の支払限度額(てん補限度額)を限度とします。</p> <p>①法律上の損害賠償責任にもついで被害者に対して支払うべき治療費や修理費等の損害賠償金                  ②損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の争訟費用                  ③発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続きに要した権利保全行使費用                  ④当社が発生した事故の解決にあたる場合、当社へ協力するために要した協力費用</p> <p><b>〈自己負担限度額〉</b></p> <p>●自動車事故について…</p> <p>レンタカーの場合：事故発生地において法律等で要求されている最低保険金額。なお通常レンタカー会社はこの最低保険金額以上の金額で保険手配を行っていますが、レンタルを受けられる前にこの点を必ずご確認ください。また、もし保険金額が不十分な場合は、オプションで増額されるか、レンタカー会社にご変更ください。</p> <p>レンタカー以外の場合：以下3つのいずれか最も高い額。</p> <p>①事故発生地において法律等で要求されている最低保険金額                  ②米国・カナダ 対人1名 US\$100,000、1事故 US\$300,000、対物1事故 US\$25,000                  ③その他地域 1事故 US\$50,000</p> <p>なお、現地で自動車を購入された場合には、必ず上記以上の金額で自動車保険にご加入ください。レンタカー以外の自動車を借りて運転される場合は、お客さまが運転された場合でも適用できる自動車保険が上記以上の金額で手配されているかどうかご確認ください。</p> <p>●自動車事故を除く日常生活中の事故について…</p> <p>第一次保険の免責金額。ただし、第一次保険で補償されない事故の場合は、1事故につき5万円。</p> <p>(注1)お支払いする保険金は、1回の事故につき、個人包括賠償責任保険(CPL保険)支払限度額(てん補限度額)を限度とします。                  (注2)示談の相手方および損害賠償金額等の決定については、事前に当社の同意を必要とします。                  (注3)被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払い対象とはなりません。</p>
<p><b>被害者治療費補償特約(個人包括賠償責任保険(CPL保険)に自動セットされます)</b></p>	<p>被保険者が下記の事故により他人にケガをさせた場合、ただし、住宅以外の不動産の所有、使用、または管理による事故を除きます。</p> <p>①住宅の所有、使用または管理によって生じた事故                  ②日常生活中に生じた事故                  ③家事使用人が被保険者のために行う業務によって生じた事故</p> <p>保険金をお支払いする事故により、身体障害を被った方が医師の治療を受けた場合に要する治療費等の費用。ただし事故の日からその日を含めて3年以内に要したものに限り、20万円を限度とします。</p>
<p><b>自動車危険対象外特約をセットした場合</b></p>	<p>自動車事故については、保険金をお支払いしません。</p>

## 保険金をお支払いしない主な場合

- 保険契約者、被保険者の故意による事故
  - 戦争、暴動、天災(地震、噴火、洪水、津波など)等による事故
  - 生計を共にする同居の親族<sup>(1)</sup>に対する損害賠償責任
  - 他人から借りたり預かったりして使用する物<sup>(2)</sup>に対する損害賠償責任
  - 飛行機または船舶の所有、賃借、使用または管理により生じた事故
  - 被保険者の業務に起因する事故
  - 罰金、違約金、懲罰的賠償金
  - 労災、失業補償に関する法律等により負担する損害賠償責任 など
  - **◎被害者治療費補償特約について**
  - 被害者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為による事故
  - 家事使用人の身体障害
  - 被害者の心神喪失に起因して生じた損害
  - 被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打による事故
  - 自動車の所有、賃借、使用または管理による事故 など
- (※1)6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。  
 (※2)記名被保険者が居住のために借用する戸室または被保険者が使用するホテルの客室については、火災、破裂または爆発による損害賠償責任を負担したことによって被る損害についてのみ、保険金をお支払いします。

(注)次の特約も自動的にセットされます。 ・個人包括追加特約 ・支払通貨および為替交換比率に関する特約

## 用語のご説明

- 「責任期間」とは、保険期間中であつ旅行行程<sup>※</sup>中をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
- 「急激」とは「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」等を意味します。
- 「偶然」とは「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
- 「外来」とは「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
- 「傷害」とは、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した状態で急激に生ずる中毒症状<sup>(注)</sup>を含みます。
- 「注」中毒症状  
 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。  
 (急激かつ偶然な外来の事故(例))  
 ・ マリンスポーツ中に骨折した  
 ・ 寺院の階段から転落して打撲した
- 「後遺障害」とは、医師による治療の効果が医学上期待できない状態であつて、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。
- 「医師」とは、日本国外においては、被保険者が診察、治療または診断を受けた地および時における医師に相当する資格を有する者をいいます。また、被保険者<sup>(注)</sup>が医師である場合は、被保険者<sup>(注)</sup>以外の医師をいいます。  
 (注)救護者費用等補償特約の場合は、救護対象者<sup>※</sup>とします。
- 「入院」とは、医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「旅行行程」とは、保険証券記載の海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。
- 「酒酔い運転」とは、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転することをいいます。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
- 「乗用具」とは、自動車等、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。
- 「所定の感染症」とは、コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回盲熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、ハンタウイルス、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、パントウイルス肺炎症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。(平成22年6月現在)
- 「1回の病氣」には、合併症および続発症を含みます。
- 「緊急歯科治療」とは、痛みや苦痛を一時的に除去・緩和するための応急処置、義歯・歯科矯正装置の応急修理で、かつ、社会通念上妥当なものをいいます。
- 「宿泊施設」とは、ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。
- 「客室」とは、客室内の動産ならびに客室外におけるセイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。
- 「部屋」とは、部屋内の動産を含みます。
- 「船舶」とは、原動力が専ら人力であるもの、ヨットおよび水上オートバイを除きます。
- 「車両」とは、原動力が専ら人力であるもの、ゴルフ場の乗用カートおよびレジャーを目的として使用中のスノーモービルを除きます。
- 「銃器」とは、空気銃を除きます。
- 「救護対象者」とは、保険証券記載の救護対象者をいいます。
- 「現地」とは、事故発生地、被保険者(救護者費用等補償特約の場合は救護対象者<sup>※</sup>)の収容地または勤務地をいいます。
- 「配偶者」とは、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方を含みます。
- 「被害」とは、身体の障害または財物の破損をいいます。「身体の障害」とは、被保険者の生命または身体が害されることをいいます。「財物の破損」とは、被保険者が所有、使用または管理する財産的価値を有する有体物が滅失(盗難、紛失または詐取を含みません。)、破損もしくは汚損または盗取(詐取を含みません。)されることをいいます。
- 「賠償義務者」とは、被保険者が被害にかかわる損害賠償請求を受ける方をいいます。
- 「親族」とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
- 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- 「帰国対象者」とは、保険証券記載の帰国対象者をいいます。
- 「海外渡航期間」とは、保険金をお支払いする場合に該当した日からその日を含めて10日を経過した日までに海外渡航期間中に一時帰国するための入国手続を完了し、かつ入国手続を完了した日からその日を含めて30日以内に再び海外の住宅へ赴く帰国をいいます。
- 「海外渡航期間」とは、旅行行程開始後、帰国対象者が最初の出国手続を完了した時から、海外旅行の目的を終えて日本への入国手続を完了した時までの間をいいます(一時帰国している期間を除きます)。ただし、その出国から入国までの期間が、3か月間以上の場合に限りません。
- 「危篤」とは、重傷または重病のため、生命が危うく予断を許さない状態であると医師が判断した場合をいいます。
- 「人身障害」とは、傷害もしくは疾病またはこれらに起因する死亡もしくは後遺障害をいい、不当な身体の拘束による自由の侵害および名誉毀損ならびに口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉毀損およびプライバシーの侵害を含みます。
- 「財物損壊」とは、財産的価値を有する有体物の滅失、破損または汚損をいいます。ただし、有体物には漁業権、営業権、鉱業権、著作権、特許権、商業権その他これらに類する権利を含み、滅失には盗難、紛失または詐取を含みません。
- 「第一次保険」とは、個人包括賠償責任保険(CPL保険)で支払われるべき身体障害または財物損壊の全部または一部について、保険金で支払われる他の保険契約をいい、保険証券の第一次保険欄に記載されたものをいいます。